

○取引先等との公正な関係と適切な事業遂行のための防災科学技術研究所職員のための行動規範

(令和4年12月8日 4理事長達18号)

- 1 この理事長達は、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）の「取引先等との公正な関係と適切な事業遂行」のために職員として共通認識を有すべき事項を行動規範として定め、この規範の遵守を徹底することにより、取引先等とのより良い関係を構築し、研究所における円滑かつ効率的な研究業務等の遂行に資することを目的とする。
- 2 職員が遵守すべき取引先等との公正な関係と適切な事業遂行のための基本原則を次のとおりとする。
 - (1) すべての取引先は研究所と対等の立場にあるよきパートナーであることを十分認識して公正かつ誠実に対応すること。
 - (2) 取引にあたって、公正かつ自由な取引を確保しカルテルや談合、優越的地位の濫用など法令等の違反となるような行為は行わないこと。
 - (3) 特定の業者等に対して無理な要求をし、一方的な不利益を与えたり、不当な便宜を図るなど、中立性や公平性を欠くような行為をしてはいけないこと。
 - (4) 関係法令・ルールを遵守すること。取引先が労働基準関連法令に違反しないよう配慮することも必要であること。
 - (5) 職員倫理規則を遵守し、取引先との間の接待や贈答品の接受は行わないこと。
 - (6) 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について漏洩等のないよう、細心の注意をもって厳正に管理すること。
 - (7) 一方で、業務を進めるに当たって、業者等との日ごろからの意見交換や技術的な議論は必要不可欠であり、疑惑や不信を招くことのないよう適切な配慮を行いながらも、萎縮することなく、行う必要があること。
- 3 職員が遵守すべき日常的な留意事項を次の通り定める。
 - (1) 契約にない資料の作成など作業依頼は行ってはいけないこと、何らかの事情により必要となった場合には追加の作業として追加経費の支出が必要となることがありうることを自覚すること。防災科研が実施する研究・事業についての無償での協力要請というものは、営利・非営利を問わず、優越的地位を利用したものと受け止められかねず、一切行ってはならないものとして認識すること。
 - (2) 無理難題や無償での協力要請に慣れてしまうと、企業からの要請にも、返報性の心理から拒絶することが難しくなり、これが不正の温床となりうることを自覚すること。

- (3) 預け金や納入物品の持ち帰りなど、法や規則違反行為は、行わないこと、企業から唆されても受けてはいけなし、こちらから業者に働きかけることも絶対にしてはいけないこと。
- (4) 発注内容が曖昧な契約を結ばないよう、契約条件（発注業務・納期・価格等）の明示を徹底すること。契約履行において法的争訟となった場合には、あいまいなまま発注した防災科研に大きな責任が発生しうることを忘れてはならない。
- (5) 取引先に対して短すぎる納期や、こちらの都合で着手が遅れた事業に関して納期を変更せず結果的に短すぎる納期にしてしまうなど、常識的にみて無理難題を押し付けてはいけないこと。
- (6) 契約時の適正な納期の設定に加え、仕様変更・追加発注を行った場合の納期の見直しなどに適切に対応すること。短納期・追加発注・高品質など、サービスの価値に見合う適正な価格で契約・取引すること
- (7) 当日や翌日の朝といった短期間の資料提出や問い合わせなど時間外労働で対応せざるを得ない依頼も原則として行わないこと。「働き方改革」は自分たちだけでなく取引先企業もまた必要であることを認識すること。
- (8) 取引先に関して、暴言、脅迫的、威圧的表現を行ってはいけないこと。粗暴な言動や優越的な地位を利用して高圧的な態度で接してはいけないこと。相手に恐怖を与えあるいは人格を傷つける行為はカスタマーハラスメントになることを認識すること。
- (9) 一者応札が長く続き、事実上独占となっている契約に関しては、契約課が要求元の部門・部署を指導、調整し、定期的に、又は見直しの時期を明確にして、仕様書等を見直し、参入可能性を広げられないか、意識して工夫すること。随意契約にするためにわざと不落到するようなことをしてはいけないこと。
- (10) 業者にとっては、見積書の作成も負担となるものであるもので、見積りを依頼する業者等に対しては、発注内容をわかり易く明確にし、十分に説明する必要があること。また、見積り合せの指名業者等を選ぶ際には、特定の業者等に偏らないように公平な選定に努めること。
- (11) 発注者である研究所が作成すべき仕様書や仕様書の根拠となる資料等に関し、特定の業者等に作成させたり、あるいは、例えば長年、受注してきた業者等の提案に沿った仕様書に基づき見積り合せを実施するなど特定の業者等が事実上有利になるような見積り合せは、不適切であることを認識すること。
- (12) オープンな場所での対応、あるいは複数職員での対応が望ましいものの、それができない場合には、業者等と「接触している事実」が周囲に分かるようにし、また「打ち合わせの案件と結果」を都度上司に報告することも日常的な慣行として定着させること。

- (13) 各部門等の長は、契約の確実な履行を確保するため、担当者に任せきりにすることなく、業者等との間での問題やトラブルの発生の有無を含め契約の進捗状況を定期的に点検する等の措置を講じること。

附 則

この理事長達は、令和4年12月8日から施行する。